

関島社会保険労務士事務所便り

2024 年
11・12 月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
電話 : 03 - 3609 - 7668
HP : <http://www.srseki.info>



12月2日以降の健康保険資格取得の扱い

12月2日以降、採用するなど健康保険・厚生年金保険の被保険者とする場合、被保険者資格取得届出と被扶養者届には、新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられます。(現・被保険者は手続き不要)

マイナンバーカードを持っていない人やマイナー保険証を利用しない人は、届書「資格確認書発行要否」欄の「発行が必要」にチェックを入れて提出します。

11月1日から自転車危険運転に罰則が適用

◆道路交通法の改正

令和6年11月1日より、自転車の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転および幫助」に対して、新しく罰則が適用されます。

◆運転中のながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

- ・違反者は、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金
- ・交通の危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役または30万円以下の罰金

◆酒気帯び運転および幫助

- ・酒気帯び運転のほか酒類の提供や同乗

または、飲酒者に自転車を提供することに対して新たに罰則が適用されます。

- ・違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金

◆自転車運転者講習制度

上記は、「自転車運転者講習制度」の対象となります。

また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の自転車運転の危険行為(信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反や安全運転義務違反等)を反復して行った者も講習制度の対象となります。

＊受講命令違反は、5万円以下の罰金

転職理由の真相と企業の対応策

◆「給与の低さ」が転職理由トップに

厚生労働省の「若年者雇用実態調査」（令和5年）によると、若年労働者（満15～34歳の労働者）の前職の離職理由として最も多かったのは「給与の低さ」で59.9%でした。特に20～24歳の年齢層では男性64.6%、女性60.3%と高く、若年層の転職動機における給与の重要性が浮き彫りになっています。

◆「やりがい」「スキルアップ」も重要な転職要因

一方で、「仕事の内容が自分に合わない」（41.9%）や「自分の技能や能力を活かしたい」（33.8%）といったキャリアアップ・スキルアップでの理由も上位に来了います。これは、若年労働者が単に給与だけでなく、仕事の質や自己成長の機会も重視していることを示しています。

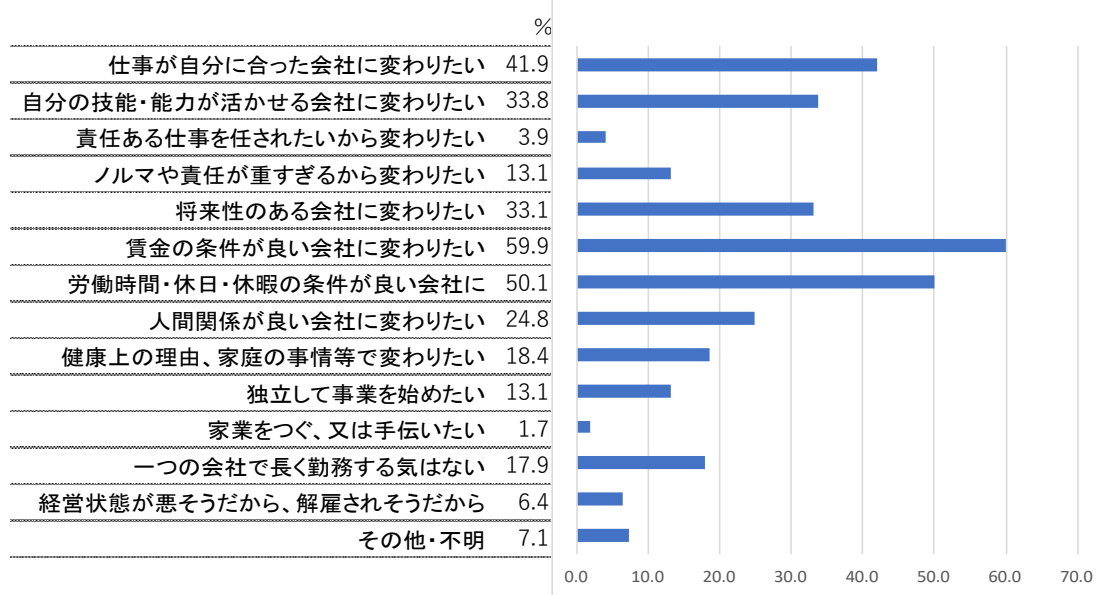
企業側としては、給与水準の適正化だけでなく、従業員のキャリア開発やスキルアップの機会を提供することが、人材確保と定着率向上につながると言えるでしょう。

また、入社時のミスマッチを防ぐために、採用プロセスでの職務内容の明確な説明や、入社後のフォローアップ体制の強化も重要です。

いわゆる成長が見込めない「ゆるブラックだ」、「自分が成長できない」ということでの人材流出につながらないように、効果的な施策を考えていきたいものです。

給与制度の設計から人材育成プログラムの構築、さらには採用戦略の立案など、これらの課題に対応するには、専門的な知識と経験が必要です。企業の競争力を高めるため、見直しを検討してみてもいいでしょうか。

転職しようと思う理由別若年正社員割合（複数回答）



保育園入園「落選狙い」の対策が強化

令和7年4月からの保育所入所申込み分 就労証明書記載の留意点

◆雇用保険法の育休延長理由

雇用保険法では、育児休業給付金が支給される育児休業期間について、子が1歳に到達するまでを規定しています。しかし、保育園等入園困難の理由があるときには、子が1歳6か月または2歳まで育児休業給付金が支給される期間が延長できるとしています。

◆「落選ねらい」問題に対応

こうした育児休業延長規定があるところから、保育所の4月入所申込みについて、育児休業を延長する目的で競争率の高いところに申し込んだりする「落選ねらい」が問題視されていました。

そのため、雇用保険法施行規則に、新たに「速やかな職場復帰を図るために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認める場合に限る」と付け加えられ、来年4月1日から施行されます。

そして、この9月30日に就労証明書の新様式が定められ、10月1日より申込み受付が順次開始されています。

◆様式の変更点

新様式では、次の5つの記載欄が追加されました。

- ① 入所内定時の育休短縮可否
- ② 育休延長可否

③ 単身赴任期間（予定を含む）

④ 備考欄

⑤ 保護者記載欄（児童名、生年月日、施設名、利用・申込み状況に関するチェック欄）

また、自治体によっては夜勤に関する状況を別紙で提出することができ、就労証明書と同様に企業に記載を求めているところもあります。

◆育児休業給付金の延長要件等見直し

上記の「落選ねらい」対策として、令和7年4月1日からは育児休業給付金の支給期間の延長手続きも見直され、市区町村の通知書に加え、従業員が記載する申告書と保育所等の利用申込書の写しも、ハローワークに提出することとなります。

また、支給要件として、市区町村に申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるものであることも、必要となります。

令和7年4月1日以後に育児休業に係る子が1歳に達する場合または1歳6カ月に達する場合に適用されますので、該当する育児休業取得者に案内しておくとういでしょう。



●「偽装フリーランス」の相談窓口設置

10月25日、厚生労働省は、「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を労働基準監督署に設置することを公表した。11月1日からのフリーランス新法の施行に合わせたもので、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境整備に努めるため、指揮監督下の労働か、勤務時間や勤務場所の拘束性が判断される。

●国税庁、動画「年末調整の仕方」公表

10月17日、国税庁は「年末調整の仕方」の動画を公表した。主な内容は、「定額減税の概要～令和6年の改正事項」、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の記載の仕方等です。

●「就活セクハラ」防止へ法改正に大筋合意

10月21日、厚労省の審議会において、企業の就職活動中の学生に対するセクハラ対策の義務化について労使が大筋合意した。年内に結論を出し、2025年通常国会への関連法案提出を目指す。案では、面接やインターンシップの際のルールを定めておくことや相談窓口の設置といった対策を課すなどが示された。

●フリーランスへの「買ったたき」経験7割

公正取引委員会が10月18日、フリーランスの取引トラブルに関する実態調査結果（5～6月に実施）を公表した。「買ったたきの行為」を受けた割合は全体で67.1%、このうち教育、学習支援業、学術研究、専門・技術サービス業、情報通信業の回答に多かった。その他の問題行為では、「契約時の報酬からの減

額」が28.1%、「60日以内の報酬の未払い」が28.1%だった。公取委はフリーランス保護法の11月施行を控え、問題のある業界に是正を働きかける。

●連合、来年春闘で「5%以上」要求

10月16日、連合は役員会にて基本構想案をまとめ、2025年の春闘で定期昇給分を含め「5%以上」の賃上げを要求する方針とした。中小には「6%以上」を要求する。18日に公表する見通し。2024年の春闘においては大手を中心に「5%以上」の回答が多くみられたが、中小では4.45%にとどまり、大手との賃金格差が拡大した。

●50人未満の事業所もストレスチェック

厚生労働省は、ストレスチェックについて、従業員50人未満の小規模事業所にも対象を広げる方針を固めた。10月10日に開催された同省の有識者検討会に数年後の導入を想定した案を示し、了承された。昨年度、精神疾患を発症して労災認定を受けた人が過去最多の883人に上り、今年3月から改善に向けた議論を進めていた。来年の通常国会への労働安全衛生法改正法案提出を目指す。

●実質賃金がマイナスに転じる

厚生労働省が発表した8月の毎月勤労統計調査（速報値）によると、実質賃金が3カ月ぶりのマイナスに転じたことがわかった。現金給与総額は3.0%増となったが、消費者物価指数は3.5%の上昇となり、結果として実質賃金は前年同月比マイナス0.6%となった。

(10/8)

